

## これまでの分科会で議論をした論点についての

### 各委員から示された主なご意見

平成 28 年 2 月 15 日

国土交通省航空局

「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会」においては、委員から主要な論点について意見を提示いただき、これを踏まえて検討を進めているところ。

これまでの 2 回の分科会で議論をした委員からの意見のうち、個別具体的なものを除いた主なものは以下のとおり。

#### 1. 留意すべき基本的考え方

- 技術革新を妨げることなく、また柔軟に対応出来る制度とするべき。
- 公的な関与は必要最小限とし、技術中立的な制度とすべき。
- 知る権利への過度の侵害とならないようにすべき。
- 欧米等国際的な動向や国際標準とも整合させるべき。

#### 2. リスクによる制度の区分

- 飛行の場所・方式、機体重量に基づき、3 段階程度のルールを定めるかどうか。
- 業務用と、ホビーや研究開発とは、制度区分を分けるべき。
- 業種によらず、統一的な制度とすべき。
- 小型無人機のカテゴリーを明確化すべき。
- 機体の重量に基づく区分は、200g 以上(航空法)150kg 未満(航空機製造事業法)から更に細分化が必要でないか。

#### 3. 有人機・無人機相互間の安全確保と調和

- 有人機との衝突回避のため、無人機にも衝突回避の責任を課するべき。
- 複数が競合して飛行する場合、小型無人機相互間での衝突回避のルールを導入すべき。
- 離着陸する有人機が頻繁に飛行する空域の直下においては、小型無人機の飛行を行わせないようにすべき。
- 小型無人機が飛行中の有人機からでも視認出来るよう措置するべき。

※ 有人機・無人機相互間の安全確保と調和については、そのためのルールの導入が必要との方向で大きな異存はなく、そのような方向で更に具体的に検討